

やまぐちくらし通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報 **注目!**

令和4年5月11日
-第47号-

おもってたと違う...



アドバイス

防府高等学校 弘政 新菜さん 作

※この4コマ漫画は「2021年「消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト」
中学・高校の部 優秀賞作品です。

- インターネットで商品を購入する場合、イメージやサイズが違ったものが届くことがあります。
- **購入する前に必ず返品条件を確認しましょう!**
インターネットでの購入ではクーリング・オフ制度(消費者が一方的に契約を解除できる制度)を利用できません。ウェブサイトに表示されている返品可能な場合の条件(返品特約)を必ず確認しましょう。表示がない場合は商品受取日から8日間以内であれば返品可能です。(要送料負担)
- **商品が届いたら必ず中身を確認しましょう!**
返品可能な時期を過ぎる前に商品を確認して注文どおりのものか必ず確認しましょう!
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター等**に相談しましょう。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

消費者啓発の標語を募集しています！

消費者トラブルが多様化、深刻化する中、消費者一人ひとりが、消費者被害にあわないよう、正しい知識を身につけるとともに、その知識を適切な行動に結びつけ、より安心・安全な社会をつくるのが、今、求められています。

山口県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月を中心に、消費者啓発の標語を募集します。

募集部門

新 A 18歳から大人！成年年齢引き下げ啓発部門

B エシカル消費啓発部門

C 高齢消費者被害防止啓発部門

応募資格

県内に居住又は通勤・通学されている方

応募作品

30文字以内で、自作で未発表の作品

応募方法

- ・1人につき各部門1点（計3点）まで応募できます。
- ・住所、氏名（ふりがな）、年齢・学年、電話番号、学校名・団体名、応募部門を御記入の上、ハガキ、封書またはメールでお送りください。

応募締切

令和4年6月30日(木)

(当日消印有効)

応募先・問い合わせ先

〒751-8501 山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター消費者教育・相談班
電話 083-924-2421
E-mail: manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp



令和4年4月から、
成年年齢が18歳に引き下げられました！
18・19歳は、一人で契約ができるようになります。一方、未成年取消権が行使できなくなり、悪質商法の標的になる可能性が高くなるため、自ら考えるきっかけとなるよう部門を新設します。

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど